

# 水道水中における農薬類の目標値等 見直し案に関する意見の募集について



厚生労働省では、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改定等について」の「別添2 農薬類(水質管理目標設定項目 15)の対象農薬リスト」に掲げる農薬類4物質及び「水道水質管理計画の策定にあたっての留意事項について」の「別表第5」に掲げる要検討農薬類2物質につきまして、第 17 回厚生科学審議会生活環境水道部会(平成 28 年 2 月 17 日開催)における審議を踏まえ、目標値等の見直しを行うことを予定しています。

その改正案につきまして、意見の募集を平成 28 年 9 月 5 日から平成 28 年 10 月 7 日まで実施しています。  
改正案

1. 「別添2 農薬類(水質管理目標設定項目 15)の対象農薬リスト」に関して
  - ① ピロキロン目標値 現行 0.04mg/L → 改正案 0.05mg/L
  - ② ベンゾフェナップ目標値 現行 0.004mg/L → 改正案 0.005mg/L
2. 「別添2 農薬類(水質管理目標設定項目 15)の対象農薬リスト」及び「別表第5」に関して
  - ① 「ダゾメット」、「メタム(カーバム)」及び「メチルイソチオシアネート(MITC)」について
    - ・ 局長通知記載の対象農薬リスト掲載農薬類「ダゾメット」及び「メタム(カーバム)」と、課長通知記載の要検討農薬類「メチルイソチオシアネート(MITC)」を局長通知に記載のうえ統合し、対象農薬リスト掲載農薬類「ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート」とする。
    - ・ 目標値を「0.01mg/L(メチルイソチオシアネートとして)」とする。
    - ・ 注8を、「ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定し、合計して算出すること。」と改める。
    - ・ 検査法を「水質管理目標設定項目の検査方法」の「別添方法 23 パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析法(PT-GC-MS法)」とする。
  - ② 「テフリトリオン」について
    - ・ 要検討農薬類「テフリトリオン」を局長通知に記載し、対象農薬リスト掲載農薬類「テフリトリオン」とする。
    - ・ 目標値は現行の「0.002mg/L」から変更なしとする。
    - ・ 検査法を「水質管理目標設定項目の検査方法」の「別添方法 20 の2 液体クロマトグラフー質量分析計による一斉分析法(LC-MS法)」とする。
3. 施行日 平成 29 年 4 月 1 日(予定)

当社は水道法第 20 条に基づく厚生労働大臣登録の水質検査機関、水道 GLP 及び ISO/IEC17025 認定試験所として、長年の水質検査の実績があります。お気軽に、ご相談ください。

資料 平成 28 年 9 月 6 日付 厚生労働省ホームページ

パブリックコメント「水道水中における農薬類の目標値等見直しについて」  
分析技術箇所 長谷川知草

